

全タク連発第15号の2  
令和5年5月18日

協会長各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋一朗

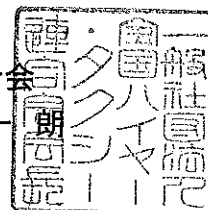
新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置に  
基づく臨時休車の復活期限の延長について（要望）

標記について、全タク連では、本日、国土交通大臣に対し、別添の要望書を  
提出いたしましたので、お知らせいたします。

全タク連発第15号  
令和5年5月18日

国土交通大臣  
齊藤鉄夫 殿

(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋 一



新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置に  
基づく臨時休車の復活期限の延長について（要望）

平素よりタクシー事業に対し格別なご指導ご鞭撻を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響による急激な需要低迷に対しては、令和2年3月31日付け旅客課長事務連絡「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」により、事業計画の変更を要しない休車の特例措置（以下「臨時休車」という。）を講じていただいたことにより、エッセンシャルサービス産業であるタクシー事業の維持・継続が可能となっているところです。

また、令和4年1月31日付け旅客課長事務連絡「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針についてにおいて、臨時休車の復活期限については令和6年3月31日まで延長していただいたところです。

他方、半導体不足等による車両の生産・販売状況は現在も改善されていないことから、タクシー事業者においては計画的な調達が行えず、臨時休車の復活への取り組みに支障をきたしているところです。

仮に、現状のまま臨時休車の復活期限を迎えた場合には、多くのタクシー車両が「減車」として取り扱われることから大幅な供給力不足を招き、需要に応えられない状況になります。

ついては、国民生活に欠かす事ができない公共交通機関としての使命を果たすためにも、臨時休車車両の計画的な復活は不可欠であることにご配慮いただき、上述のような状況が解消されない場合には、臨時休車の復活期限の延長をご検討いただきますよう強く要望致します。